

発議第3号

西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

上記の議案を別紙のとおり、西予市議会会議規則第14条第2項(平成16年西予市議会規則第1号)の規定により提出する。

令和5年3月16日提出

西予市議会議長 小 玉 忠 重 殿

提出者 西予市議会運営委員会
委員長

兵頭 学

提案理由

委員会においてオンライン会議を行うことを可能とするため、本規則の一部を改正するものである。

西予市議会会議規則の一部を改正する規則

西予市議会会議規則(平成16年西予市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第93条」を「第93条の2」に改める。

第2章第1節中第93条の次に次の1条を加える。

(オンライン会議システムを活用した会議)

第93条の2 西予市議会委員会条例(平成16年西予市条例第283号)第15条の2第2項の規定により委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン会議システム(以下「オンライン会議システム」という。)により会議に出席した委員は、前条第1項、第95条、第98条、第107条第1項及び第118条第2項の出席委員とする。

2 オンライン会議システムを活用した会議の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第116条第1項中「その」を「会議(オンライン会議システムによる会議を含む。第141条第1項において同じ。)への」に改める。

第117条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。

第128条に次のただし書を加える。

ただし、オンライン会議システムにより会議に出席した委員にあっては、この限りでない。

第130条第2項に次のただし書を加える。

ただし、オンライン会議システムを活用した会議にあっては、電子採決システムによる投票で表決をとらなければならない。

第131条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンライン会議システムを活用した会議にあっては、電子採決システムによる投票で表決をとらなければならない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。